

毎年
1回

浄化槽をお使いの皆様へ

法定検査を受けましょう!

あなたの浄化槽からの放流水はきれいですか? 法定検査を受けて身近な環境をより良くしましょう。

浄化槽を使用されている方には「**法定検査**」「**保守点検**」「**清掃**」という3つの義務があります。

法定検査



年1回、浄化槽が適正に維持管理され、その機能が十分に発揮されているかどうかを確認する“浄化槽の健康診断”です。(公社) 富山県浄化槽協会が行います。

・定期検査 **年1回** (11条検査)

毎年1回受けていただく検査です。この検査では、維持管理状況とBOD検査などの水質検査で総合判定を行います。

法定検査の依頼手続きを、保守点検業者に委託することができます。

・初めての検査 (7条検査)

新たに浄化槽を設置して、使用開始後3～8か月の間に1回だけ受けていただく最初の検査です。この検査では、主に設置状況と水質の検査を行います。

保守点検



浄化槽が正しく運転され、その機能を維持するために点検・調整または修理する作業です。
富山県・富山市へ登録している保守点検業者へ委託してください。



清掃



浄化槽内の汚れたものが多く溜まると悪臭などの原因となるため、定期的にバキューム車で引抜き・洗浄する作業です。

市町村の許可を受けた清掃業者へ委託してください。

法定検査手数料 (非課税です)

(単位: 円)

種類	人槽	～10	11～20	21～100	101～300	・・・
第7条検査		10,000	11,000	12,000	15,000	・・・
第11条検査		6,000	7,000	8,000	11,000	・・・

法定検査のお申込みは…

富山県知事指定検査機関

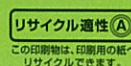
公益社団法人 **富山県浄化槽協会**

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル別館7階
浄化槽相談窓口 ☎ 0120-192-101

詳しくはHP ▶

富山県浄化槽協会

検索



よくあるご質問

Q 保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受けなくてはならないのですか？

すべての浄化槽は、この法定検査を受けなければならないと、浄化槽法に規定されています。法定検査は、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するためのものであり、たとえ浄化槽保守点検業者と委託契約していても、その目的が異なりますから、指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。

Q 法定検査を受けなければ罰則はありますか？

法定検査を受けていない浄化槽の設置者に対して、県知事は指導及び助言、勧告、命令といった指導監督ができる規定が設けられています。

浄化槽の設置者が正当な理由がなく、この命令に違反した場合は、30万円以下の過料に処せられます。

浄化槽と上手につきあうために

浄化槽のはたらきものは、水の汚れを分解・浄化する「微生物」です。微生物が元気になるれば、水をきれいにする力も強くなります。微生物がはたらきやすい環境にするために、次の点に注意して浄化槽を使います。



微生物たちを守るために
正しく使ってね！

トイレでは

- 水に溶けないものは流さないでください。



- 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しないでください。



台所では

- 野菜くずや天ぷら油は流さないでください。

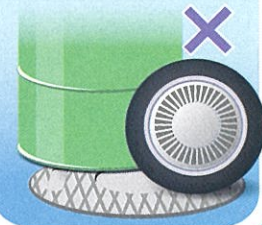


屋外では

- ブロワー（浄化槽の中に空気を送る装置）の電源は絶対に切らないでください。



- 浄化槽の上に物はのせないでください。



浄化槽に関するお問い合わせ窓口は

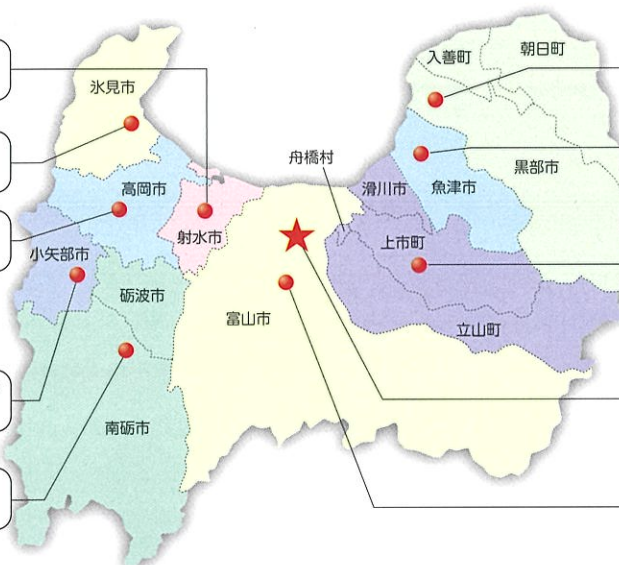
富山県高岡厚生センター 射水支所
(区域：射水市) TEL.0766-56-2666

富山県高岡厚生センター 氷見支所
(区域：氷見市) TEL.0766-74-1780

高岡市地域安全課
(区域：高岡市) TEL.0766-20-1352

富山県砺波厚生センター 小矢部支所
(区域：小矢部市) TEL.0766-67-1070

富山県砺波厚生センター
(区域：砺波市・南砺市) TEL.0763-22-3511



富山県新川厚生センター
(区域：黒部市・入善町・朝日町) TEL.0765-52-1225

富山県新川厚生センター 魚津支所
(区域：魚津市) TEL.0765-24-0359

富山県中部厚生センター
(区域：滑川市・上市町・立山町・舟橋村) TEL.076-472-1234

富山県生活環境文化政策課
TEL.076-444-3140

富山市保健所生活衛生課
(区域：富山市) TEL.076-428-1154

富山県環境政策課 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL.076-444-3140

富山県知事指定検査機関

公益社団法人 富山県浄化槽協会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル別館7階
浄化槽相談窓口 ☎ 0120-192-101